

IPSTAR メンテナンスサービス 規約

第1条（総則）

- 1) IPSTAR メンテナンスサービス（以下、「本メンテナンスサービス」といいます。）は、アイピースタージャパン株式会社（以下、「IPJ」といいます。）がIPSTAR GEO ブロードバンド・サービス S-Plan（以下、S-Plan）もしくは BCP サービスの契約者に対しオプション・サービスとして提供するサービスの一つです。IPSTAR メンテナンス サービス規約（以下、「本規約」といいます。）は、本メンテナンスサービスをオプション・サービスとして契約したお客様（以下、「お客様」といいます。）が本メンテナンスサービスをご利用する際の一切について適用されます。
- 2) 本規約に定めのない事項は「IPSTAR GEO ブロードバンド・サービス S-Plan 契約約款」（以下、「約款」といいます。）に従うものとし、本規約が約款と矛盾する場合は、本規約の定めを優先するものとします。
- 3) 契約者が利用するブロードバンドサービスが、「IPSTAR ブロードバンド・サービス」の場合、もしくは BCP サービスで利用する衛星ブロードバンドサービスが IPSTAR ブロードバンドサービスの場合は、本約款は適用されず、IPSTAR メンテナンスサービス規約 ver.4.xx の最新版が適用されます。

第2条（本メンテナンスサービスのお申し込み条件）

IPJ は、本規約を変更することがあります。本サービス提供条件は、IPJ のウェブサイトに掲載されている最新版の規約によるものとします。本メンテナンスサービスのお申し込みには以下の全ての条件を満たすことが必要です。

- 1) IPSTAR 回線を導入し、その際、新品の通信端末機器（以下、「ユーザーターミナル」といいます。）を購入し設置していること。
- 2) 既存のユーザーターミナルを再利用する場合、IPJ または、IPJ の協会社社が、既存のユーザーターミナルを確認・部品交換・修理し、使用できる状態に調整していること。この作業・部品の費用はお客様の負担となります。
- 3) ユーザーターミナルの故障、通信不良（以下、「不具合」といいます。）が発生した際、IPJ の遠隔指示に従い簡単な障害の切り分けを行い、IPJ と協力して復旧作業を実施していただけること。ユーザーターミナルの設置場所が無人サイトの場合でもお客様自身が現地に赴き IPJ の 指示に従い簡単な障害切り分け、復旧作業を実施することができること。

第3条（本メンテナンスサービスのお申し込みをお受け出来ないケース）

本規約における用語の定義は、別途定めるものを除き以下の通りとします。以下のいずれかに該当する場合は、本メンテナンスサービスをご利用いただけません。

- 1) 屋内装置であるモデムを屋外の収納ボックスなどに格納して使用する場合。
- 2) 中古のユーザーターミナルを購入または譲渡されて使用する場合。
- 3) 離島、山岳地帯など保守部材輸送にヘリコプター、船舶を要する場所や、通常車両が入ることのできない場所にユーザーターミナルが設置されている場合。
- 4) IPSTAR メンテナンスサービス契約申込書」が IPSTAR に受領されていない場合。

第4条（本メンテナンスサービスの概要）

本メンテナンスサービスの内容は以下のとおりです。

- 1) ユーザーターミナルの不具合により通信障害が生じ、IPJ が必要と認めた場合、本サービスの料金に対して追加費用なく保守作業、ユーザーターミナルの修理、交換を実施します。ユーザーターミナルとは、「IPSTAR GEO ブロードバンド・サービス S-Plan 契約約款」3条5項から7項に定義される範囲の屋内外装置であり、据付け金具、アンテナ取り付けポール、通信ケーブル等を含みません。ユーザーターミナル以外のいかなる機器、部品等は本契約によるサービス範囲に入りません。
- 2) 前項の「不具合」には、経年変化や自然災害によって発生した不具合を含みます。
- 3) いかなる場合にも、IPJ が本メンテナンスサービスの提供に代えて、お客様に金銭（賠償金、補償金などの名目を問いません）を給付することはありません。

第5条（本メンテナンスサービスの対象外となる事項）

以下の各項に該当する場合は本メンテナンスサービスの対象外となり、IPJ は一切の責任を負いません。

- 1) お客様の故意、過失または改造により生じた故障または不具合。
- 2) お客様が用意したユーザーターミナルを取り付けた側のポール（柱）、壁、屋根、床などの損傷、劣化などにより生じた不具合。
- 3) 第三者の故意、過失による火災や事故により生じた故障または不具合。
- 4) IPJ の有資格技術者以外の者が IPJ または販売店の許可なくユーザーターミナルに触れた結果生じた故障または不具合。
- 5) 対象ユーザーターミナルが盗難または紛失するなどにより現物の確認ができない場合。
- 6) 第9条に定める本メンテナンスサービス契約期間が終了している場合。

第6条（免責事項）

IPJ は、本メンテナンスサービスの提供もしくは不提供、または提供の遅延等に起因して、お客様の他の財物、身体またはその他につい

て生じた間接的な損害に対する責任を一切負いません。

第7条（本メンテナンスサービスの料金）

IPJは、月額料金の一部として毎月定額のメンテナンスサービス料を請求します。支払い方法等については約款の「月額料金」をご参照ください。

第8条（費用負担）

本メンテナンスサービスにかかる経費、例えば作業者の出張費用等は、原則 IPJ の負担とします。ただし、IPJ が規定する標準的作業の範疇外の作業が発生した場合、超過分がお客様の負担になる場合があります。標準的作業の範疇外になる例は以下のとおりです。高所作業車（その他特殊車両）の調達費用、3 名以上の保守技術者の出動作業料、作業で発生した廃棄物の処理に関する費用、例外的な交通事情・作業内容により特別に発生する宿泊料・交通費、事前の現地視察を要する場合の実費、その他お客様のユーザーターミナル特有に発生する作業の費用。

第9条（サービス契約期間）

- 1) 本メンテナンスサービスの「開始日」は、S-Plan が開通した日とし、最長継続期間は、開通した月を 1 ヶ月目として数えて 60 ヶ月目（5 年目）の末日とします。もし、契約者が本メンテナンスサービスの加入延長を希望する場合、IPJ または IPJ の協力会社がユーザーターミナルを点検・修理することでさらに 5 年間加入できます。この点検・修理は本メンテナンスサービスの範疇外の役務であり、別途、費用が発生する場合があります。
- 2) 本メンテナンスサービスの解約手続き等は、約款の規定に準ずるものとします。
- 3) S-Plan の契約が終了した場合、本メンテナンスサービスも同時に契約終了します。

第10条（S-Plan の期間限定休止期間中の扱い）

S-Plan における 1 年以内の期間限定休止期間中においても、メンテナンスサービス料の支払義務は継続して発生します。

第11条（本メンテナンスサービスのみ適用する契約解除条件）

以下に該当する場合、S-Plan の契約が継続中であっても、本メンテナンスサービスは自動的に解約となります。

- 1) ユーザーターミナルを初期設置した場所から移設または取り外しを行った場合。
 - 2) お客様がユーザーターミナルを第三者に譲渡したとき。
 - 3) ユーザーターミナルが本メンテナンスサービスの対象とならない事由により滅失したとき。
-